

教 職 第 1 2 5 3 号
令和 5 年 2 月 1 6 日

関係市町村立小・中学校長 様

埼玉県教育局教育総務部教職員課長
(公印省略)

障害者会計年度任用職員及び就業補助員に係る年度末の報酬等について（通知）

日頃より、障害者会計年度任用職員・就業補助員への報酬・費用弁償支給事務に、多大なる御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、年度末が近付いてまいりましたので、お手数ですが、別添の「令和 4 年度末の報酬及び費用弁償について」を該当職員に必ず交付し、下記のとおり御説明願います。

記

1 報酬及び費用弁償について

（１） 2 月中に欠勤や無給休暇があった場合

2 月分（2 月 1 日～2 月 2 8 日）の報酬は 2 月 2 1 日（火）に満額（1 月中に欠勤や無給休暇が無い場合）支給します。2 月中に欠勤や無給休暇があった場合は、多く支払いを受けたこととなりますので、勤務しなかった 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの報酬額をご返納いただきます。

返納額は、令和 5 年 3 月 2 0 日（月）支払の 3 月分報酬額から減額することで調整します。

（２） 3 月中に欠勤や無給休暇があった場合

3 月分（3 月 1 日～3 月 3 1 日）の報酬は 3 月 2 0 日（月）に満額（2 月中に欠勤や無給休暇が無い場合）支給します。3 月中に欠勤や無給休暇があった場合は、多く支払いを受けたこととなりますので、勤務しなかった 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの報酬額をご返納いただきます。

4 月以降、職員本人宛での「返納通知書」を対象の学校宛てに送付しますので、本人にお渡しください。また、該当する職員がいましたら、予め通知書送付の旨を本人へお伝え願います。

※ 任期満了により 4 月分の報酬額がないため、翌月報酬での調整はできません。

なお、4 月から再度の任用があった場合でも、年度を跨ぐため、4 月報酬からの減額ではなく、「返納通知書」での対応となります。

(3) 費用弁償について

実際に通勤した回数に応じて前月分を支給しますので、返納は原則発生しません。

- ※ 来年度の任用の有無に関わらず、2月分費用弁償は3月に、3月分費用弁償は4月に支給します。

2 共済掛金及び互助会掛金について

(1) 2月支給分から控除される共済掛金及び互助会掛金

共済・互助会掛金は、当月分を当月支給する報酬から控除します。

よって、令和5年2月21日（火）に支給する2月分（2月1日～2月28日）の報酬額からは、2月分の共済・互助会掛金を控除しています。

(2) 3月支給分から控除される共済掛金及び互助会掛金

令和5年3月20日（月）に支給する3月分（3月1日～3月31日）の報酬額からは、3月分の共済・互助会掛金を控除します。

3 社会保険料（厚生年金保険料）について

(1) 2月支給分から控除される社会保険料

社会保険料は、前月分を当月支給する報酬から控除します。

よって、令和5年2月21日（火）に支給する2月分（2月1日～2月28日）の報酬額からは、1月分の世界保険料を控除しています。

(2) 3月支給分から控除される社会保険料

令和5年3月20日（月）に支給する3月分（3月1日～3月31日）の報酬額からは、2月分及び3月分の世界保険料を控除します。（2ヶ月控除）

- ※ 任期満了につき、3月分の世界保険料を4月分報酬から控除できないためです。
なお、4月に再度の任用があった場合にも、年度を跨ぐため、同様の処理とします。

- ※ 2月中の欠勤や無給休暇により報酬額が減額となり、社会保険料が控除できなかった場合は、控除できないことが分かり次第、職員本人宛ての「納入通知書」を対象の学校宛てに送付します。

担 当 県費事務担当 高橋
電 話 048-825-0010